

市営住宅あき家 入居登録者を 募集します！

受付期間 10月20日(月)～26日(日)午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)

申込用紙配布・受付場所 市役所 第二棟1階ロビー特設会場

申込み方法 申込用紙に必要事項を記入し、受付会場に直接持参してください。

入居時期 平成21年4月から平成23年3月までの2年間(空き家が発生した時に当選順位に従ってあっせんします。)

問合せ まちづくり計画課定住化対策担当 ☎ 551-1961

共通申込資格

① 申込者本人が福生市内に引き続き1年以上(平成19年10月27日以前から)居住しているか、または、市外居住者で福生市内の同一の勤務場所に正規に雇用され、引き続き3年以上(平成17年10月27日以前から)勤務している成年者(外国人については、日本国に永住・定住することを認められた方)であること。※住民票等で確認します。

② 申込者及び同居者が市・都民税、国民健康保険税を滞納していないこと。※納税証明書等で確認します。

③ 現に住宅に困っていることが明らかであること。※原則として自家所有者(住宅または土地の所有者で、共有持分のある方も含む)、公的な住宅の入居者は申込みができません。

④ 世帯の合計所得が基準内であること。※所得基準表を参照

⑤ 申込者(同居者を含む)が暴力団員でないこと。※書類審査時に警視庁へ照会します。

⑥ 独立した生計を営み、自立した日常生活を営むことができること。

所得基準表		入居収入基準の変更について(重要)		
家族数		平成19年12月に改正された公営住宅法施行令により、平成21年4月以降入居収入基準が変更になります。今回の募集で当選された方については、入居審査については現行の基準が適用されますが、使用料の決定については改正後の基準が適用されます。		
(現行)		(改正後)		

一般世帯	入居収入基準(月額)
一般世帯	200,000円
障害者等世帯	268,000円

入居収入基準(月額)
158,000円
214,000円

収入月額計算例…家族2人で一般世帯用住宅を申し込む場合

$$\text{【世帯の所得} - \text{住宅基礎控除(2人目から1人につき380,000円を控除)} \text{】} \div 12 = \text{収入月額}$$

$$\text{(現行)【2,780,000円} - 380,000\text{円} \text{】} \div 12 = 200,000\text{円}$$

$$\text{(改正後)【2,276,000円} - 380,000\text{円} \text{】} \div 12 = 158,000\text{円}$$

申込区分	対象住宅	募集戸数	間取り	個別申込資格
一般世帯用住宅 (2人以上)	第二市営住宅1～4号棟 (大字福生921番地) 第二市営住宅A・B棟 (武藏野台二丁目7番地) 第三市営住宅 (武藏野台二丁目13番地) 第四市営住宅A・B棟 (大字熊川1108番地)	10戸	3DK	■同居親族がいること
高齢者住宅	シルバーピア熊川 (大字熊川254番地1) シルバーピア熊川第二 (大字熊川1077番地1) シルバーピア福生 (大字福生2216番地6) シルバーピア北田園 (北田園二丁目12番地4) 第二市営住宅B S棟 (武藏野台二丁目7番地)	(単身者用) 5戸	1DK	■65歳以上(昭和18年10月27日以前の生まれ)の単身者(原則として申込時に同居している親族がいない方)であること ■身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること
※生活協力員(管理人)を配置し、入居者の安置の確認や緊急時の対応、日常生活の相談等を行なう高齢者に配慮した住宅です。		(2人世帯用) 3戸	2DK	■申込者及び同居親族が65歳以上(同居親族が配偶者の場合は57歳以上)であること ■身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること
高齢等対応住宅	第四市営住宅A・B棟 (大字熊川1108番地)	(単身者用) 3戸	1DK	■申込者が次のいずれかに該当すること ○60歳以上(昭和23年10月27日以前の生まれ)の方または、昭和31年4月1日以前に生まれた方(経過措置により申込み可能)○身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けている方○精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)の交付を受けている方○愛の手帳(1度～4度)の交付を受けている方○生活保護受給者または「中国残留邦人等の円滑な帰国促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」による支援給付を受けている者○海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方○ハンセン病療養所入所者等 ■身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること
		(2人世帯用) 3戸	2DK	■申込者及び配偶者並びに同居親族全員が60歳以上の方または昭和31年4月1日以前に生まれた(経過措置により申込み可能)方であるか、申込者または配偶者もしくは同居親族が次のいずれかに該当すること ○身体障害者手帳(1級～4級)の交付を受けている方○精神障害者保健福祉手帳(1級～3級)の交付を受けている方○愛の手帳(1度～4度)の交付を受けている方○生活保護受給者○海外からの引揚者で日本国に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方○ハンセン病療養所入所者等 ■身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられること

●携帯電話・PHSの回収実験を実施します

使用済みの携帯電話・PHSは、販売店で回収してリサイクルする仕組みがあり、本体等に含まれる金や銀などの貴金属やパラジウム、コバルトなどの希少金属は、産業用の資源として再利用しています。しかし、この仕組みがあまり知られておらず、回収台数は年々減少しています。

そこで、皆さんに回収・リサイクルの仕組みに関心をもっていただきため、市役所内に回収箱を設置して「回収実験」とアンケートを実施します。

回収実施期間 10月2日(木)～11月末

回収箱設置場所 市役所庁舎一階東側入口付近

■メーカー・機種は問いません。モバイル・リサイクル・ネットワーク(※)が責任をもって個人情報を消去し、リサイクルします。また、複数の都内地下鉄駅、大学生協、都庁舎などにも設置されます。

※携帯電話会社の業界団体「電気通信事業者協会」と「情報通信ネットワーク産業協会」が共同で作る仕組み
問合せ 環境課ごみ対策係 ☎ 551-1731



多摩川護岸災害復旧工事のお知らせ	
昨年9月の台風9号により被災した多摩川護岸災害復旧工事が、国土交通省京浜河川事務所施工により行なわれます。このため、被害区域に隣接する2公園に工事に伴う影響があります。	毎週水曜日は午後8時まで開庁時間を持続しています。(午前8時30分～午後5時15分～正午～午後1時は除く)
福生南公園	10月16日から平成21年3月中旬(予定)まで大型工事車両の出入りがあります。現時点での公園閉鎖・利用不可区域の拡大の予定はありません。
福生北公園	10月16日から平成21年2月中旬(予定)まで河川敷側の一部が利用できなくなります。この間、公園から河原に下りることもできません。
鷺駅付近までの玉川上水路	10月16日から10月14日(火)(当日消印有効)までに「ウォーキング」担当へ。面のあて先に、代表者の郵便番号・住所・氏名を記入し、面に、参加者全員の住所・氏名・年齢・電話番号を、返信用封筒(郵便局)へ。対象都営水道を使用する地域にお住まいの方(小学生以下は保護者同伴)が、沿いに、募集人数150人(応募多数の場合は抽選)に、参加費無料で、コース小平中央公園から三鷺駅付近までの玉川上水路を歩く午後3時30分(予定)10月25日(土)午前10時(予定)まで開庁します。

犬の糞への願い公園内及び道路に犬の糞が多く、利用者が大迷惑をしています。放置やその場に埋めたりせず、責任を持って持ち帰りましょう。また、散歩の際は必ずひき縄を付け、公園内でも離さないでください。公園は犬の苦手な人や小さい子どもたちも利用します。問合せ 施設管理課管理担当 ☎ 551-1969